

南東北グループ
「渡邊一夫記念奨学金」
修学資金貸与制度のご案内
(令和6年度版)

一般財団法人脳神経疾患研究所

目 次

1	制度の目的	1
2	貸与の申請	
	(1) 貸与対象者	1
	(2) 貸与額	1
	(3) 募集人員	1
	(4) 貸与申請の手続き	1
	(5) 申請書の提出期限	2
	(6) 問い合わせ先及び申請書類の提出先	2
3	貸与決定とその後の手続き	
	(1) 貸与者の選考・決定	3
	(2) 貸与期間及び貸与方法	3
	(3) 貸与の休止	3
	(4) 貸与契約の解除	3
	(5) 2年目以降の貸与	4
	(6) その他届出が必要な事項	4
4	返還債務の免除	
	(1) 返還債務の全部免除	4
	(2) 返還債務の一部免除	4
5	修学資金の返還	
	(1) 一括返還	5
	(2) 履行猶予	5
	(3) 延滞利息	5
6	卒業後の手続き	
	(1) 返還免除までの期間に必要な手続き	6
	(2) 返還の免除申請	6
	(3) その他届出が必要な事項	6
7	従事期間のモデルケース	7
8	貸与申請及び申請後の手続きに係る提出書類・届出事項一覧	8
9	指定従事医療機関一覧	10
10	南東北グループ臨床研修病院一覧	11

◆ 貸与申請書（様式第1号）

◆ 貸与申請用レポート

1 制度の目的

南東北グループ「渡邊一夫記念奨学金」修学資金貸与制度は、優秀な医師の養成確保のため、将来、南東北グループの医療機関に医師として勤務し、研究・診療にあたらうとする大学医学部の学生に対して修学に必要な資金を貸与する制度です。

2 貸与の申請

(1) 貸与対象者

学校教育法第一条に規定する大学の医学を履修する課程に在学する福島県出身の方（入学の日の一年前から引き続き福島県内に住所を有する者又はその者の配偶者若しくは一親等の親族である者）で、将来、南東北グループの医療機関に医師として勤務する意思のある方。

- ◆ 令和6年4月に入学した方だけでなく、2年生以上の方も対象となります。
ただし、現在留年中の方は申請できません。
- ◆ 他の奨学金制度等を利用されている方で、就業義務の課せられている方は貸与を受けることができません。

(2) 貸与額

◎ 修学資金額 国公立大学生：月額30万円 私立大学生：月額40万円

※希望に応じて年間貸与額の一括貸与を認める場合がありますが、その場合、年額又は前期分・後期分の学費等の領収書の写しをその都度提出していただきます。

◎入学金相当額 200万円（上限、希望者のみ）

- ◆ 修学資金月額は令和6年4月分から貸与します。
- ◆ 入学金相当額は令和6年度入学者でかつ希望者のみを対象とし、各大学の入学金に応じて200万円を上限として貸与します。

(3) 募集人員

3名程度

(4) 貸与申請の手続き

修学資金の貸与を希望する方は、次に掲げる書類を一般財団法人脳神経疾患研究所附属総合南東北病院総務課に提出してください。

【提出書類】

- ① 「渡邊一夫記念奨学金」修学資金貸与申請書（様式第1号）
 - ◆ 申請者が未成年の場合は、親権者又は未成年後見人の同意が必要です。
 - ◆ 申請には2名の連帯保証人が必要です。
 - 1人は修学資金の貸与を受けようとする者の親族（貸与を受けようとする者が未成年の場合は親権者、未成年後見人又はこれに代わる者と理事長が認めた者）
 - 他の1人は成年者であって独立の生計を営み、修学資金を返還できる程度の資力を有する者
 - ◆ 同一生計家族（学生・生徒は除く）の年収を確認できる書類（市町村発行の所得証明書）を添付してください。
 - ◆ 入学金に相当する額の加算を希望される方は、支払った入学金の額が確認できる書類（領収書の写し等）を添付してください。
- ② 大学の在学証明書
- ③ 履歴書
- ④ レポート（別紙1「渡邊一夫記念奨学金」修学資金貸与申請用レポートのとおり）
 - ◆ 次の項目について記載してください。
 - ア 将来、どのような医師になりたいか
 - イ 南東北グループの医療機関で何をしたいか
 - ◆ ア、イの合計で800字程度を目安としてください。
 - ◆ 別葉にする必要はありませんが、ア、イは分けて記載してください。
- ⑤ 大学の学業成績証明書（新入生を除く在学生の方のみ）

（5）申請書の提出期限

令和6年5月7日（火）まで

※郵送の場合は5月7日消印有効とします。

（6）問い合わせ先及び申請書類の提出先

◎一般財団法人脳神経疾患研究所 附属総合南東北病院 総務課 医師奨学金担当

〒963-8563 福島県郡山市八山田七丁目115

TEL:024-934-5728 FAX:024-934-3165

E-mail:s.mashiko@mt.strins.or.jp

3 貸与決定とその後の手続き

(1) 貸与者の選考・決定

一般財団法人脳神経疾患研究所が設置する審査委員会において、提出された申請書類を審査し、原則として面接を行ったうえで被貸与者を決定し、その結果を申請者に通知します。

なお、正式決定のためには次の書類を提出いただく必要があります。

【提出書類】

- ① 「渡邊一夫記念奨学金」修学資金貸与契約書（様式第四号）
- ② 銀行口座振込（変更）申出書（別紙2）※本人名義の通帳のコピーを添付

(2) 貸与期間及び貸与方法

令和6年4月から大学を卒業する日の属する月までの間、原則として毎月一月分ずつ貸与します（なお、被貸与者からの申し出により年額一括貸与を認める場合があります）。ただし、貸与期間は正規の修業年限に相当する期間に限ります。

- ◆ 修学資金の貸与は、貸与決定後速やかに開始し、貸与決定月以前の修学資金については、遡及して貸与します。
- ◆ 入学金に相当する額については、修学資金の初回貸与時に加算して貸与します。

(3) 貸与の休止

大学を休学し、又は停学の処分を受けたときは、復学するまでの間、貸与を休止します。

(4) 貸与契約の解除

貸与を受けている方が次のいずれかに該当することになったときは、修学資金の貸与契約を解除します。

- ① 退学したとき。ただし、他の大学の医学を履修する課程への編入学に伴い在学している大学を退学したときを除く。
- ② 心身の故障のため就学の見込みがなくなると認められるとき。
- ③ 学業成績が著しく不良となったと認められるとき。
- ④ 修学資金の貸与を受けることを辞退したとき。
- ⑤ 死亡したとき。
- ⑥ その他修学資金貸与の目的達成の見込みがなくなると認められるとき。

(5) 2年目以降の貸与

2年目以降は、毎年4月15日までに在学証明書及び前学年における学業成績証明書の提出が必要になります。

(6) その他届出が必要な事項

上記のほか、貸与期間中に届出が必要な事項があります。詳細については、「8 貸与申請及び申請後の手続きに係る提出書類・届出事項一覧」をご覧ください。

4 返還債務の免除

(1) 返還債務の全部免除

修学資金の貸与を受けた方が以下の要件を満たした場合は、修学資金の返還が全額免除されます。

① 貸与を受けた方が、大学を卒業した日から2年以内に医師免許を取得し、かつ、医師免許取得後直ちに理事長が指定する南東北グループの医療機関（以下「指定従事医療機関」という。）の臨床研修病院において臨床研修に従事し、当該臨床研修の終了後引き続き指定従事医療機関において医師としての業務に従事している場合で、医師として業務に従事した期間のうち休職、停職、育児休業その他の事由により勤務しなかった期間を除いた期間（以下「従事期間」という。）が、修学資金の貸与を受けた期間の1.5倍に相当する期間に達したとき。

② 従事期間中に業務上の理由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。

◆ 「理事長が指定する南東北グループの医療機関」については、「9 指定従事医療機関一覧」を、そのうち臨床研修病院については、「10 南東北グループの臨床研修病院一覧」をご覧ください。

(2) 返還債務の一部免除

次のいずれかに該当するときは、返還する額の一部が免除されます。

① 5（1）のオ又はカに該当する場合に免除される額

・免除額＝返還債務の額×（従事期間÷貸与期間の1.5倍）

② 5（1）のア～カにより返還する場合で、死亡又は心身の故障その他やむを得ない事由により返還できなくなったと認められる場合には審査委員会の決定により債務の全部または一部が免除されます。

5 修学資金の返還

(1) 一括返還

修学資金の貸与を受けた方は、返還債務の全部を免除される場合を除き、次のいずれかに該当するときは、貸与を受けた修学資金の総額に利息を付した額を、当該事由が生じた日の属する月の翌月一日から起算して一月以内に一括して返還しなければなりません。

ア 契約が解除されたとき

イ 大学を卒業して2年以内に医師免許を取得できなかったとき

ウ 医師となった後、直ちに指定従事医療機関の臨床研修病院において臨床研修に従事しなかったとき

エ 医師となった後、直ちに指定従事医療機関の臨床研修病院において臨床研修に従事したものの、当該臨床研修を修了しなかったとき

オ 医師となった後、直ちに指定従事医療機関の臨床研修病院において臨床研修に従事した場合で、当該臨床研修の修了後引き続き指定従事医療機関において医師として業務に従事しなかったとき

カ 医師となった後、直ちに指定従事医療機関の臨床研修病院において臨床研修に従事した場合で、当該臨床研修の修了後引き続き指定従事医療機関において医師として業務に従事した場合でも、最初に臨床研修に従事した日から12年（育児休業等理事長が必要と認める期間を加算することができる）以内に修学資金の貸与を受けた期間の1.5倍の期間に達する日まで指定従事医療機関において医師として業務に従事しなかったとき

- ◆ 返還利息の額は、当該修学資金の貸付を受けた日から最後に貸付を受けた日の属する月の末日までの期間の日数に応じて、年3%の割合で計算した額となります。
- ◆ 返還に際し、理事長が特別の事情があると認めるときは、別に期限を定めて、又は分割して返還させることもあります。

(2) 履行猶予

災害、疾病その他やむを得ない事由があると認められるときは、理事長が必要と認める期間、返還債務の履行が猶予されることがあります。

(3) 延滞利息

正当な理由なく返還すべき日までに返還しなかったときは、返還すべき日の翌日から返還日までの日数に応じ、年5%の割合で計算した延滞利息を徴収します。

6 卒業後の手続き

(1) 返還免除までの期間に必要な手続き

◎ 大学を卒業したとき

大学を卒業したときは、次の書類を提出していただきます。

【提出書類】

- ① 「渡邊一夫記念奨学金」修学資金借用証書（様式第五号）
- ② 現況報告書（様式第九号）
※身分証の写し等勤務の状況がわかる書類添付
- ③ 指定従事医療機関において臨床研修に従事しようとする旨の届出書（様式第八号）
- ④ 住所を変更したことの届出書（様式第八号）
※住民票の写し等新しい住所がわかる書類添付
- ⑤ 医師免許証の交付を受けたことの届出書（様式第八号）
※医師免許証の写し添付

◎ 大学卒業後2年目以降

修学資金の返還が免除され、又は返還債務の履行が終わる日までの間、毎年4月15日までに、同年4月1日現在の状況について、次の書類を提出していただきます。

【提出書類】

- ① 現況届出書（様式第九号）
※身分証の写し等勤務の状況がわかる書類添付

(2) 返還の免除申請

返還免除に必要な期間の勤務が終了した場合は、返還免除の申請をしていただく必要があります。

【提出書類】

- ① 「渡邊一夫記念奨学金」修学資金返還債務免除申請書（様式第六号）
- ② 指定従事医療機関において勤務等に従事したことを証明する書類

(3) その他届出が必要な事項

上記のほか、返還免除に係る勤務等に従事する期間中、届出が必要な事項がありますので、詳しくは「8 貸与申請及び申請後の手続きに係る提出書類・届出事項一覧」をご覧ください。

7 従事期間のモデルケース（入学時から6年間貸与の場合）

ケース番号	1	2	3	4	5	6	◎臨床研修：理事長が指定する南東北グループの病院での臨床研修 ◎グループ内専門研修：上記同様の病院における専門研修 （貸与期間－2年が従事期間算定の限度） ◎専門研修：上記グループ内以外の研修先における専門研修 ◎医学に係る研究：理事長が認める大学等研究機関における研究 ◎勤務：南東北グループの医療機関での勤務													
	入学					卒業 ・ 免許 取得	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12		
1	従事期間 = 貸与期間 × 1.5 ※6年貸与の場合9年間						臨床 研修	グループ内 専門研修			勤務									
2	//						臨床 研修	グループ内 専門研修			専門 研修	勤務								
3	//						臨床 研修	グループ内 専門研修	専門 研修	勤務										
4	//						臨床 研修	グループ内 専門研修			医学に 係る 研究	勤務								
5	//						臨床 研修	グループ内 専門研修	専門 研修	グループ内 専門 研修	勤務									
6	//						臨床 研修	勤務												
7	//						臨床 研修	勤務	医学に 係る 研究	育 休	グループ 内 専門研修	勤務						勤務		

※赤字部分が従事期間として算入されます。

8 貸与申請及び申請後の手続きに係る提出書類・届出事項一覧

項 目	提 出 書 類
貸与申請時に提出	<ul style="list-style-type: none"> ・「渡邊一夫記念奨学金」修学資金貸与申請書（様式第一号） ・同一生計家族（学生・生徒除く）の所得証明書 ・入学金の領収書の写し（希望者のみ） ・大学の在学証明書 ・履歴書 ・レポート ・大学の学業成績証明書（新入生を除く在学生のみ）
貸与決定時に提出	<ul style="list-style-type: none"> ・「渡邊一夫記念奨学金」修学資金貸与契約書（様式第四号） ・銀行口座振込（変更）申出書 ・本人名義の通帳のコピー
2年目以降の継続貸与時に提出	<ul style="list-style-type: none"> ・在学証明書 ・前学年の学業成績証明書
卒業後直ちに提出	<ul style="list-style-type: none"> ・「渡邊一夫記念奨学金」修学資金借用証書（様式第五号）
卒業後から返還債務の全部免除、返還債務の履行終了まで毎年提出	<ul style="list-style-type: none"> ・現況届出書（様式第九号） ・身分証の写し等の勤務の状況がわかる書類 <p>※毎年4月15日まで提出</p>
返還免除申請時に提出	<ul style="list-style-type: none"> ・「渡邊一夫記念奨学金」修学資金返還債務免除申請書（様式第六号） ・指定従事医療機関において医師として常時業務に従事したことを証明する書類
返還履行猶予申請時に提出	<ul style="list-style-type: none"> ・「渡邊一夫記念奨学金」修学資金債務履行猶予申請書（様式第七号） ・返還債務の履行が困難であることの証明書

項 目	届 出 事 項
<p>その他該当事項ある 場合に随時提出</p>	<p>次に掲げる事項に該当した場合には、届出書（様式第八号）による届出が必要となります。届出の前に、電話、メール等により担当者まで連絡してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住所又は氏名を変更したとき ・退学したとき ・就学に堪えない程度の心身の故障を生じたとき ・休学し、又は退学の処分を受けたとき ・復学したとき ・進級しなかったことにより、同一の学年の課程を再度履修することになったとき ・同一学年を再度履修した者が進級の決定を受けたとき ・修学資金の貸与を辞退するとき ・連帯保証人の氏名、住所又は職業に変更があったとき ・連帯保証人が死亡したとき ・連帯保証人に破産開始手続き開始の決定その他保証人として適当でない事由が生じたとき ・大学を卒業したとき ・医師法第6条第2項の医師免許証の交付を受けたとき（医師となったとき） ・臨床研修を開始したとき ・臨床研修を中止又は終了したとき ・臨床研修を休止又は再開したとき ・指定従事医療機関において医師として業務に常時従事したとき、又は従事しなくなったとき

9 指定従事医療機関一覧

所在都道府県	医療機関名
青森県	・医療法人謙昌会 総合リハビリ美保野病院（八戸市）
宮城県	・社会医療法人将道会 総合南東北病院（岩沼市）
福島県	<ul style="list-style-type: none"> ・一般財団法人脳神経疾患研究所附属総合南東北病院（郡山市） ・一般財団法人脳神経疾患研究所附属南東北医療クリニック（郡山市） ・一般財団法人脳神経疾患研究所附属南東北眼科クリニック（郡山市） ・一般財団法人脳神経疾患研究所附属南東北医療クリニック PET・サイバーナイフ高度診断治療部門（郡山市） ・一般財団法人脳神経疾患研究所附属 南東北がん陽子線治療センター（郡山市） ・一般財団法人脳神経疾患研究所附属 南東北BNCT研究センター（郡山市） ・一般財団法人脳神経疾患研究所附属南東北福島病院（福島市） ・一般財団法人脳神経疾患研究所附属総合南東北病院 附属須賀川診療所（須賀川市） ・一般財団法人脳神経疾患研究所附属総合南東北病院 附属滝根診療所（田村市） ・医療法人社団三成会 南東北春日リハビリテーション病院（須賀川市） ・医療法人社団新生会 南東北第二病院（郡山市）
東京都	<ul style="list-style-type: none"> ・医療法人財団健貢会 総合東京病院（中野区） ・医療法人財団健貢会 東京クリニック（千代田区） ・一般財団法人脳神経疾患研究所 東京リハビリテーションセンター世田谷（世田谷区）
神奈川県	・医療法人社団三成会 新百合ヶ丘総合病院（川崎市）
大阪府	・医療法人社団新生会 大阪なんばクリニック（大阪市）

10 南東北グループの臨床研修病院一覧

所在地	医療機関名
宮城県岩沼市	社会医療法人将道会 総合南東北病院
福島県郡山市	一般財団法人脳神経疾患研究所附属総合南東北病院
東京都中野区	医療法人財団健貢会 総合東京病院
神奈川県川崎市	医療法人社団三成会 新百合ヶ丘総合病院

様式第一号（第四条関係）

「渡邊一夫記念奨学金」修学資金貸与申請書

令和 年 月 日

一般財団法人脳神経疾患研究所理事長

「渡邊一夫記念奨学金」修学資金の貸与を受けたいので、「渡邊一夫記念奨学金」修学資金貸与規程第3条の規定により、下記のとおり申請します。

記

申請者	ふりがな			生年月日	年 月 日		
	氏 名	Ⓢ		年 齢	歳	性別	男・女
	現住所	郵便番号(-)		電話番号()			
	帰省先住所	郵便番号(-)		電話番号()			
申請額 (希望する欄 に○を付す)	月 額	円		貸与 期間	年 月 日から 年 月 日まで		
	年額一括	円					
	入学金相当額	円					
大学名等	名 称						
	学部・学科	学部		学科	学年	年	
	所在地	郵便番号(-)		電話番号()			
	入学年月	年 月		卒業見込年月	年 月		

家族の状況	ふりがな					年 収	
	氏 名	続柄	年齢	職業	勤務先	(万円)	住 所

別紙1 「渡邊一夫記念奨学金」修学資金貸与申請用レポート

(氏名)

1 将来、どのような医師になりたいか

2 南東北グループの医療機関で何をしたいか

様式第1号（第四条関係）

「渡邊一夫記念奨学金」修学資金貸与申請書（記載例）

令和〇年〇月〇〇日

一般財団法人脳神経疾患研究所理事長

「渡邊一夫記念奨学金」修学資金の貸与を受けたいので、「渡邊一夫記念奨学金」修学資金貸与規程第3条の規定により、下記のとおり申請します。

記

申請者	ふりがな	こおりやま たろう		平成			
	氏名	郡山 太郎	郡山	生年月日	13年7月12日		
				年齢	18歳	性別	男・女
	現住所	郵便番号（〇〇〇-××××） 電話番号（090-〇〇〇〇-××××） 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇 〇〇マンション 101号室					
帰省先住所	郵便番号（963-8563） 電話番号（024-934-××××） 福島県郡山市八山田〇〇〇〇						
申請額（希望する欄に〇を付す）	申請額	〇	月額	400,000円		貸与期間	令和
	年額一括		円				〇年4月1日から
	入学金相当額	〇	1,500,000円				〇年3月31日まで
大学名等	名称	〇〇医科大学					
	学部・学科	医学部 医学科				学年	1年
	所在地	郵便番号（〇〇〇-〇〇〇〇） 電話番号（〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇） 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇					
	入学年月	令和〇年4月		卒業見込年月	令和〇年3月		

家族の状況	氏名	続柄	年齢	職業	勤務先	年収 (万円)	住所
	郡山 一郎	父	50	会社員	〇〇商事	500	帰省先住所に同じ
	郡山 花子	母	50	パート	〇〇会社	150	
	郡山 次郎	弟	16	高校生		0	
	郡山 桃子	妹	14	中学生		0	

連帯保証人	ふりがな	こおりやま いちろう		生年月日	昭和		
	氏名	郡山 一郎	44年9月16日				
			年齢	50	性別	男・女	
	現住所	郵便番号(963-8563) 電話番号(024-934-xxxx) 福島県郡山市八山田〇〇〇〇					
	職業	会社員	年収(税込み)	500万円			
勤務先	〇〇商事株式会社	申請者との関係	父				
連帯保証人	ふりがな	ふくしま つぎお		生年月日	昭和		
	氏名	福島 次男	46年10月6日				
			年齢	48	性別	男・女	
	現住所	郵便番号(163-〇〇〇〇) 電話番号(03-△△△△-xxxx) 東京都新宿区〇〇町〇〇					
	職業	会社員	年収(税込み)	650万円			
勤務先	〇〇株式会社	申請者との関係	叔父				
申請の理由		※必ず記入すること					
他の奨学金制度を受けている場合は、その名称							

上記申請について同意します。

親権者又は未成年後見人 住所 福島県郡山市八山田〇〇〇〇

氏名 郡山 一郎

㊞

上記申請により修学資金の貸与を受けたときは申請者の債務を履行することを保証します。

連帯保証人 住所 福島県郡山市八山田〇〇〇〇

氏名 郡山 一郎

㊞

連帯保証人 住所 東京都新宿区〇〇町〇〇

氏名 福島 次男

㊞

※親権者又は未成年後見人の同意については、申請者が未成年の場合にのみ記入すること。